

プレスリリース  
平成 23 年 6 月 17 日  
社団法人 日本建築士事務所協会連合会

東北 3 県（岩手・宮城・福島）の建築士事務所協会に  
建築復興支援センターを設置し、各会の災害復興対策を全面的に支援

（社）日本建築士事務所協会連合会（日事連・三栖邦博会長）は東日本大震災発生以来、会長を本部長とする東日本大震災対策本部を直ちに設置し、全国の都道府県建築士事務所協会単位会と連携し、震災直後の建築物の安全性に係る応急危険度判定活動への協力、被災者の不安を軽減・解消するための建築復旧相談活動、被災した建築物の復旧に向けた被災度判定活動などの実施やその技術的支援など、災害対応に関する諸活動を行っているところです。

今回の東日本大震災は、津波を伴った最大級の巨大地震であり、東北地方沿岸部を中心に甚大な被害を生じました。被災をした単位会にとっては、法定団体として、また建築設計の業務団体として、日頃の地域との結びつきや社会的信頼も大きく、被災地域の復旧、復興への社会の期待に応えていかなければならないと考えています。しかしながらこのたびの大震災の被害はあまりに広大で甚大であり、特に岩手・宮城・福島の 3 県の単位会は単位会だけでは存分な復旧、復興活動を進めていくには困難な状況と考えられるため、日事連としても、これらの単位会の復旧、復興活動を全面的に支援し、単位会と日事連が連携して、強力に復旧、復興に取り組んでいくことが重要であり、その意義は大きいと考えられます。

このため、被災地のうち特に大規模に被災した岩手・宮城・福島の 3 単位会について、期待される復興業務等を円滑に進めるため、日事連が全面的にバックアップを行うことを表わした「建築復興支援センター」を関係単位会に設置し、以下の支援策を進めることとしました。

センターの業務内容は、①被災者の建築相談に対する支援、②復旧・復興に向けた建築士事務所の技術力向上に対する支援、③復興まちづくりや各種防災イベントに対する支援、④建築行政の協力・連携、⑤広報、⑥その他を柱とし、その詳細については各地域の状況に応じ各単位会が具体的業務内容を定め、実

施して行きますが、その費用を一定限度の範囲内について、3年間日事連が負担することとしています。

この建築復興支援センターは、阪神淡路大震災後の日事連の対応事例を参考に、日事連と単位会が連携して行う復興支援策として実施するものです。日事連では平成23年度更正予算の事業として、去る6月2日に開催された理事会の承認を経て、6月16日の第56回通常総会で3単位会の建築復興支援センターの設置にかかる費用として各会に年1,000万円、合計・年3,000万円をはじめその他の経費を含む予算更正を行いました。

この建築復興支援センター事業を実行に移すため、日事連は6月17日に東日本大震災対策本部会議を開催し、3単位会から出された各建築復興支援センターの設置要項、23年度事業計画及び予算を検討し、これを実施することとしました。3単位会では6月21日にそれぞれの事務所に「〇〇県建築士事務所協会・(社)日本建築士事務所協会連合会 建築復興支援センター」としてオープンする予定です。

※単位会・日事連建築復興支援センターを設置する単位会

(社) 岩手県建築士事務所協会 (村上勝郎会長)

(社) 宮城県建築士事務所協会 (栗原憲昭会長)

(社) 福島県建築士事務所協会 (田畑光三会長)